環境白書の発刊に当たって



2 1世紀は「環境の世紀」と言われ、社会や経済のあらゆる分野で、人間と環境との関わりを真剣に見つめ直していくことが求められています。私たちを取り巻く環境問題は、従来の公害問題に加え、地球環境や自然環境、さらには廃棄物、化学物質の問題など、複雑化、多様化していますが、その原因をつきつめれば、私たち自身の日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が大きくなっていることに行き着きます。

私たち人間が、この地球で、将来にわたって生存を続けていくためには、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環型の地域社会を構築し、次世代に引き継いでいくことが必要です。

このため、京都府では、府民の御意見をお聞きしながら策定した「地球温暖化対策プラン」や、「京都府循環型社会形成計画」などに基づき、様々な取組を推進しています。

特に、府民生活の安心安全を確保する上で緊急の課題となる産業廃棄物の不法投棄対策については、平成15年4月に施行しました「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」や、16年1月に施行しました「京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例」に基づき、迅速かつ的確な対処に努めています。

本年度の白書では、「京都府環境施策の新たな潮流」として、地球温暖化対策の取組や、産業廃棄物税を含めた産業廃棄物・不法投棄対策の推進のほか、『環』の公共事業行動計画の策定や、緑の公共事業の推進、さらには新エネルギーの普及に向けた取組など、今、京都府として力を入れ今後の環境行政の柱ともなる取組を特集として取り上げました。

環境問題の解決のためには、府民、事業者、行政が自らの役割と責務 を認識し、パートナーシップをもって行動していくことが何よりも大切 です。

この白書が府民の皆様に広く利用され、環境問題とその解決に向けた京都府の取組について一層認識を深めていただき、環境保全活動の輪が府内各地に広がることを心から願っています。

平成 1 6 年 3 月